



議案第五十二号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年四月二十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年四月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第三条第一項中「百分の四三」を「百分の四八」に改める。

第四条中「百分の三十三」を「百分の三十四」に改める。

第十条第二号中「十七万円」を「十七万五千元」に改める。

附則に次の一項を加える。

（国民健康保険税の減額の特例）

8 昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、第十条の規定の適用については、同条中「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十三万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三軒町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。